随意契約の結果

【令和５年10月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備　考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和５年度入居促進に係るＴＶＣＭ出稿等業務（単発タイム１０月提供分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月3日	（株）電通東日本 東京都港区新橋４－２１－３	1010401050996	29,415,100円	29,415,100円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第３項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				
令和５年度後期ＣＰに係るグラフィックデザイン制作等業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月11日	（株）電通東日本 東京都港区新橋４－２１－３	1010401050996	1,032,130円	423,500円	41.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第３項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				
令和５年度入居促進に係るＴＶＣＭ出稿等業務（単発タイム１１月提供分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月30日	（株）電通東日本 東京都港区新橋４－２１－３	1010401050996	37,533,100円	37,533,100円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第３項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				
ＵＲ賃貸住宅入居促進（ブランド）に係るＷＥＢ広告出稿業務（１１月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月31日	（株）電通東日本 東京都港区新橋４－２１－３	1010401050996	7,700,000円	7,700,000円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第３項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				
ＵＲ賃貸住宅入居促進（セールス）に係るＷＥＢ広告出稿業務（１１月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月31日	（株）電通東日本 東京都港区新橋４－２１－３	1010401050996	42,722,515円	42,722,515円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第３項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				
ＵＲ賃貸住宅入居促進（くらしのカレッジ）に係るＷＥＢ広告出稿業務（１１月請求分）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月31日	（株）電通東日本 東京都港区新橋４－２１－３	1010401050996	8,580,002円	8,580,002円	100.0%	本業務は、ＵＲ都市機構のブランド価値及び社会的認知の向上を図ることを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。 その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第３項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				

随意契約の結果

【令和５年10月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備　考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
顧客体験価値戦略に関する適応方策検討支援業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月3日	（株）ビービット 東京都千代田区大手町二丁目２－１	2010001120372	9,933,000円	9,900,000円	99.7%	本業務は、ロイヤルカスタマーの増加を目的とした顧客体験価値戦略に関する適応方策の検討を行うものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第３項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				
ＵＲまちとくらしのミュージアムＰＲ動画配信、交通広告等掲出及びイベント実施業務	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月5日	（株）トータルメディア開発研究所 東京都千代田区紀尾井町３－２３	6010501009533	22,880,000円	22,880,000円	100.0%	本業務は「まちとくらしミュージアム」において、展示内容や集客イベント等の企画立案・実施を通じて、当該施設及び当機構の認知度の向上に資することを目的とするものである。 上記目的を達成するためには、豊富な実績と企画制作力が求められるため、企画提案競技により選定を行った。その結果、当該法人の提案内容が総合的に最も優れていたため、会計規程第51条第３項第一号に基づき、随意契約を行ったものである。	－				
令和４年度障がい者専門人材紹介業務（中途採用職員等）（令５．１１．１付採用）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月24日	パーソルダイバース（株） 東京都港区芝５－３３－１	6010401041867	1,324,045円	1,324,045円	100.0%	本業務は、令和４年度及び令和５年度の障がい者採用活動において、採用活動を支援できる有料職業紹介事業者を活用することにより、採用事務を円滑に遂行することを目的としている。実施に当たっては、当該業務に精通していることが必要なことから、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式に準じる手続きによることとした。当該法人からの提出資料を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、有効なものと認められたため、会計規程第51条第３項第１号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	－				
令和４年度障がい者専門人材紹介業務（中途採用職員等）（令５．１０．１付採用）	分任契約担当役 本社 総務部長 長濱　寿夫 神奈川県横浜市中区本町６－５０－１	令和5年10月1日	（株）ゼネラルパートナーズ 東京都千代田区内幸町２丁目１－１	9010001106340	1,348,670円	1,348,670円	100.0%	本業務は、令和４年度及び令和５年度の障がい者採用活動において、採用活動を支援できる有料職業紹介事業者を活用することにより、採用事務を円滑に遂行することを目的としている。実施に当たっては、当該業務に精通していることが必要なことから、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式に準じる手続きによることとした。当該法人からの提出資料を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、有効なものと認められたため、会計規程第51条第３項第１号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	－				

※１　単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
※２　公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
※３　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
・予定価格が250万円を超える工事又は製作
・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
・予定価格が100万円を超える役務
ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。